

～身体障害者手帳の対象とならない軽度難聴児が対象～

「島本町軽度難聴児補聴器交付事業」のご案内

島本町では、平成28年度から、身体障害者手帳の対象とならない軽度難聴のお子さんを対象に、補聴器の購入費・修理費などを助成する「軽度難聴児補聴器交付事業」を実施しています。

交付対象となる児童

次の全ての要件を満たす児童(※1)

- ① 保護者が島本町内に居住する **18歳未満**の児童
- ② 両耳の聴力レベルが **30デシベル以上**で、他の補聴器交付制度(※2)の対象とならない。

※1= ただし、市町村民税・所得割額が46万円以上の方が世帯にいる場合は対象外となります。

※2= 両耳の聴力レベルが **70デシベル以上**の場合は「身体障害者手帳」を要件とした補装具費支給の、**60デシベル以上～70デシベル未満**の場合は「大阪府難聴児補聴器交付事業」の対象となる可能性があります。

(これらの制度の手続き等については、福祉推進課までご相談ください)

助成内容・利用者負担

→補聴器の購入または修理に係る費用を公費負担するとともに、意見書作成のための検査料を助成します。

助成対象経費	補聴器の種類	基準額	利用者負担額	
①補聴器の 購入費 または 修理費	・ポケット型 ・耳かけ型 ・耳あな型 (附属品を含む)	補装具の基準額に準ずる	基準額の 1割	
			※ただし次の 利用者負担上限額 を上限とします。	
			生活保護世帯	0円
			市町村民税 非課税世帯	0円
市町村民税 課税世帯	37,200円			
②補聴器交付意見書を作成するための 検査料 (初診料・再診料を含む)	—	医療機関に支払った検査料等	—	

※補聴器の耐用年数は**5年** (購入の申請は5年に1回。耐用年数の期間内は、原則として修理で対応)

申請方法

- **補聴器を購入・修理する前に**、保護者が福祉推進課に申請してください。

申請区分	申請方法	申請に必要なもの
補聴器の 購入	①福祉推進課で申請書類一式を受け取る。 ② 医療機関(※1) で検査等を受け、補聴器交付意見書を作成してもらう。 ③ 補聴器業者(※2) で補聴器の見積書を発行してもらう。 ④申請書類を福祉推進課に提出	<input type="checkbox"/> 補聴器交付申請書 <input type="checkbox"/> 補聴器交付意見書 <input type="checkbox"/> 補聴器業者の見積書 <input type="checkbox"/> 検査料請求書 <input type="checkbox"/> 医療機関に支払った検査料の領収書
補聴器の 修理	①福祉推進課で申請書類一式を受け取る。 ③ 補聴器業者 で補聴器の見積書を発行してもらう。 ④申請書類を福祉推進課に提出	<input type="checkbox"/> 補聴器交付申請書 <input type="checkbox"/> 補聴器業者の見積書

※1= 「補聴器交付意見書」を作成する医師は、①**身体障害者手帳の指定医**(耳鼻咽喉科)、または②**指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)**の医師となります。

※2= 「補聴器業者」は、あらかじめ町に補聴器交付事業の届出を行う必要があります。

①申請	<ul style="list-style-type: none">○ (購入・修理前に) 申請書類をそろえて、福祉推進課に申請してください。→ 購入の場合は、<u>医師の意見書(補聴器交付意見書)</u>が必要です。<ul style="list-style-type: none">➢ その場合、意見書作成のための検査料も助成対象となりますので、医療機関に支払った<u>検査料の領収書</u>も併せて提出してください。→ 補聴器業者が発行した<u>見積書</u>を添付してください。
②交付決定	<ul style="list-style-type: none">○ 町で審査のうえ、交付を決定します。→ 「決定通知書」と「補聴器交付券」を申請者に送付します。
③購入・修理	<ul style="list-style-type: none">○ 申請者は「補聴器交付券」を補聴器業者に提出し、補聴器を購入・修理します。
④費用の支払い	<ul style="list-style-type: none">○ 申請者は、購入・修理時に、<u>自己負担額</u>を補聴器業者に支払ってください。○ 補聴器業者は、「補聴器交付券」を添えて、<u>公費負担額</u>を町に請求します。○ 「検査料」の助成は、申請者の指定する口座への振込により行います。

【申請・問合せ先】

島本町役場 福祉推進課

(役場 1 階⑦番窓口・TEL075-962-7460・fax075-962-5652)

〒618-8570 島本町桜井二丁目 1 番 1 号